

特定希少野生動植物の捕獲等に関する手続

【一般】

行為者	捕獲等の目的	必要な手続	様式	根拠条文
限定なし	学術研究、繁殖、教育、個体の生息状況または生育状況の調査、その他特定希少野生動植物の保護に資すると認められるもの	許可申請	様式1 様式3	条例：第13条第2項、第6項 規則：第6条、第7条
限定なし	条例第27条第3項で認定された保護管理事業としての行為	手続不要	-	条例：第28条第2項
①大学 ②公立の大学(公立大学法人が設置する大学を除く)	大学における教育または学術研究	事前届出 (②においては事前通知したもの)	様式1	条例：第12条2号 規則：第5条、第24条
愛媛県野生動植物保護推進員	特定希少野生動植物の個体に関する研究又は教育、特定希少野生動植物の個体の保護のための移動または移植を目的とする調査	事前届出 捕獲等をしたときは報告	様式1に準じる	条例：第40条第4項 規則：第22条
右記の法に基づく処分を受けた方	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの	手続不要	-	規則：第5条第3号ア
限定なし	非常災害に対する必要な応急措置としての行為	手続不要	-	規則：第5条第3号イ
限定なし	個体の保護のための移動・移植(条例施行規則第5条4号に規定する行為に伴う捕獲等に限る)	事前届出	様式1	規則：第5条第4号

【公的機関】

行為者	捕獲等の目的	必要な手続き	様式	根拠条文
国又は地方公共団体	条例第27条第1項又は同第2項で確認等された保護管理事業としての行為	手続不要	-	条例：第28条第2項
	第12条第2号以外の場合 下記を除く	事前協議	様式1に準じる	条例：第41条
	試験研究	事前通知	様式1に準じる	規則：第23条第1項第1号ア
	疾病等により緊急に保護を要する個体の捕獲等	捕獲等をした後30日以内に通知	様式1に準じる	規則：第23条第1項第1号イ
	②個体の保護のための移動又は移植を目的で、条例施行規則第23条第1項第1号エに規定する行為	手続不要	-	規則：第23条第1項第1号ウ、エ
警察	警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務として行うとき	手続不要	-	規則：第23条第1項第1号オ